

新型コロナウイルス労働問題  
全国一斉ホットライン第2弾実施について

2020年6月29日

日本労働弁護団 奈良支部  
弁護士 佐藤 真理

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日本労働弁護団では、新型コロナウイルスの感染が拡大していく中で、その影響による労働者の労働問題に 대응べく、4月5日（日）を中心に全国で新型コロナウイルス労働問題全国一斉ホットラインを実施し、全国合計417件の相談を受けました。

その後、緊急事態宣言が解除されて経済活動が少しずつ再開されているものの、新型コロナの影響が続く中での経済回復にはほど遠く、5月から6月にかけて解雇・雇い止めなどの労働問題が急増している現状にあります。今後、雇用情勢は、さらに悪化し、さら労働環境の悪化（安全配慮の問題や一定職種の過重労働など）が生じると思われます。

そこで、日本労働弁護団は、7月12日（日）午前10時から午後5時までの間、新型コロナウイルスの影響拡大を受けた労働者からの相談に応ずべく全国一斉ホットラインを実施し、同奈良支部においても同日同時刻に新型コロナウイルスホットラインを設置することと致しました。

1人でも多くの労働者の方にこのホットラインを活用して頂きたく存じます。

敬具

記

■日本労働弁護団全国一斉ホットライン第2弾

■日時

2020年7月12日（日）午前10時から午後5時

■電話番号（ホットライン）

0742-26-0079

■複数の弁護士が交替で担当します

■連絡先

奈良合同法律事務所 弁護士 大久保陽加

（TEL 0742-26-2457）

以上